

青森県心身障がい者扶養共済制度各種申請について

区分	必要書類
加入申込	<p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「申込者（被保険者）告知書」 2部 (必ず市町村役場障がい福祉担当課窓口で配布された様式を使用し、2部それぞれに同じ内容を記入してください。) ・「加入（口数追加）申込書（第1号様式）」 ・「年金管理者指定届書（第2号様式）」 (希望する場合のみ。) <p>《添付書類》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の住民票 ② 障がい者の住民票 ③ 障がい者の障害証明書（市町村長、福祉事務所長等の印があるもの。) ④ 納入通知書送付申出書 ⑤ 口座振替請求書（指定する銀行口座の銀行印を使用してください。) <p>※口数追加のみの場合、添付書類は④、⑤のみ ※掛金口座振替は青森県指定金融機関のみ指定できます。<u>ゆうちょ銀行の口座は指定できません。また、県指定金融機関であっても実店舗のない支店の口座は、指定できません。</u></p>
他県からの転入	<p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加入（口数追加）申込書（第1号様式）」 ・「年金管理者指定届書（第2号様式）」 (希望する場合のみ。) <p>《添付書類》</p> <p>加入者の住民票 障がい者の住民票 納入通知書送付申出書 口座振替請求書（指定する銀行口座の銀行印を使用してください。)</p> <p>※掛金口座振替は青森県指定金融機関のみ指定できます。<u>ゆうちょ銀行の口座は指定できません。また、県指定金融機関であっても実店舗のない支店の口座は、指定できません。</u></p>

<p>弔慰金請求</p>	<p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「弔慰金給付請求書（第 19 号様式）」 ・「死亡（重度障がい、障がい）届書（第 24 号様式）」 <p>《添付書類》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の住民票（戸籍謄本等代用可） ② 障がい者の死亡日が記載されている住民票の除票（戸籍謄本等代用可） ③ 加入者名義の通帳の写し ④ 加入証書（紛失した場合は「紛失届書（任意様式）」） ⑤ 遅延理由書（請求が障がい者の死亡後 3 年以上遅延した場合） 									
<p>脱退及び脱退等一時金請求</p>	<p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加入者口数減少（脱退）申出書（第 7 号様式）」 ・「脱退等一時金給付請求書（第 22 号様式）」 <p>※加入期間が 5 年以上の場合。</p> <p>《添付書類》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の住民票 ※県内に住所を有する場合は省略可。 ② 障がい者の住民票 ※県内に住所を有する場合は省略可。 ③ 加入者名義の通帳の写し ④ 加入証書（紛失した場合は「紛失届書（任意様式）」） <p>※加入期間が 5 年未満の場合は、脱退一時金支給の対象外となるため、①～③は不要です。</p>									
<p>年金請求</p>	<p>○申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年金給付請求書（第 12 号様式）」 ・「死亡（重度障がい、障がい）届書（第 24 号様式）」 <p>※<u>重度障がいにより年金請求をする際は、重度障がいの認定は（独）福祉医療機構が契約する保険会社が行います。重度障害診断書は有料で病院が作成しますが、障がい程度が基準に合致せず、支給不決定となる場合があります。</u></p> <p>《添付書類》</p> <table border="1" data-bbox="464 1630 1422 2000"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1630 951 1675">加入者死亡の場合</th> <th data-bbox="951 1630 1422 1675">加入者重度障がいの場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1675 951 1771">① 加入者の死亡日が記載された住民票の除票（戸籍謄本等代用可）</td> <td data-bbox="951 1675 1422 1771">① 加入者の住民票（戸籍謄本等代用可）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1771 951 1868">② 障がい者の住民票（戸籍謄本等代用可）</td> <td data-bbox="951 1771 1422 1868">② 障がい者の住民票（戸籍謄本等代用可）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1868 951 2000">③ 年金管理者の住民票（指定されている場合のみ、戸籍謄本等代用可）</td> <td data-bbox="951 1868 1422 2000">③ 年金管理者の住民票（指定されている場合のみ、戸籍謄本等代用可）</td> </tr> </tbody> </table>		加入者死亡の場合	加入者重度障がいの場合	① 加入者の死亡日が記載された住民票の除票（戸籍謄本等代用可）	① 加入者の住民票（戸籍謄本等代用可）	② 障がい者の住民票（戸籍謄本等代用可）	② 障がい者の住民票（戸籍謄本等代用可）	③ 年金管理者の住民票（指定されている場合のみ、戸籍謄本等代用可）	③ 年金管理者の住民票（指定されている場合のみ、戸籍謄本等代用可）
加入者死亡の場合	加入者重度障がいの場合									
① 加入者の死亡日が記載された住民票の除票（戸籍謄本等代用可）	① 加入者の住民票（戸籍謄本等代用可）									
② 障がい者の住民票（戸籍謄本等代用可）	② 障がい者の住民票（戸籍謄本等代用可）									
③ 年金管理者の住民票（指定されている場合のみ、戸籍謄本等代用可）	③ 年金管理者の住民票（指定されている場合のみ、戸籍謄本等代用可）									

	<p>④ 加入者の死亡診断書(医師の押印 また原本証明があるもの)</p> <p>⑤ 障がい者名義の通帳の写し(年金 管理者が指定されている場合は、 年金管理者名義の通帳の写し)</p> <p>⑥ 加入証書(紛失した場合は「紛失 届書(任意様式)」)</p> <p>⑦ 遅延理由書(請求が加入者の死亡 後3年以上遅延した場合)</p>	<p>④ 加入者の重度障害診断書</p> <p>⑤ 障がい者名義の通帳の写し(年金 管理者が指定されている場合は、 年金管理者名義の通帳の写し)</p> <p>⑥ 加入証書(紛失した場合は「紛失 届書(任意様式)」)</p> <p>⑦ 遅延理由書(請求が加入者の診断 後3年以上遅延した場合)</p>
年金受給権者の死亡	<p>○申請書類</p> <p>・「死亡(重度障がい、障がい)届書(第24号様式)」</p> <p>《添付書類》</p> <p>① 障がい者の住民票の除票(備考欄に死亡日が記載されていること。) ※障がい者が県内に住所を有する場合は省略可。</p> <p>② 年金証書(紛失した場合は「紛失届書」)</p>	
氏名・住所の変更	<p>○届出書類</p> <p>・「氏名(住所)変更届書(第23号様式)」</p> <p>《添付書類》</p> <p>(住所変更の場合) 住民票 ※市町村役場で住所を確認できる場合は省略可。</p> <p>(氏名変更の場合) 変更したことを証明できる戸籍謄本等</p>	
年金管理者の変更	<p>○届出書類</p> <p>・「年金管理者変更届書(第25号様式)」</p> <p>※年金管理者を変更することができるのは基本的に加入者のみです。 ※加入者死亡後に年金管理者を変更する場合は、障がい者との関係性が分かる書類(戸籍謄本の写し等)を添付してください。</p>	
登録口座の変更	<p>○届出書類</p> <p>「口座振替・年金振込金融機関変更届」</p> <p>掛金口座振替先を変更する場合は「口座振替請求書(指定する銀行口座の銀行印を使用してください。)」も併せて提出してください。</p> <p>《添付書類》</p> <p>新しい口座の通帳の写し。掛金口座振替は青森県指定金融機関のみ指定できます。<u>ゆうちょ銀行の口座は指定できません</u>。また、県指定金融機関であっても実店舗のない支店の口座は、指定できません。</p>	

<p>証書紛失</p>	<p>○届出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加入証書（口数追加証書、年金証書）再交付申請書（第 16 号様式）」 <p>《添付書類》</p> <p>なし</p>
<p>現況届</p> <p>※毎年 5 月上旬頃、県から依頼文を送付します。</p>	<p>○届出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年金受給権者現況届書（第 27 号様式）」 <p>《添付書類》</p> <p>障がい者の住民票</p> <p>※障がい者が県内に住所を有する場合は省略可。</p>